

附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、市民の市政参加を促進し、本市の附属機関及び懇談会等の公平性及び透明性を確保するとともに、その設置及び運営等の効率化を図るため、附属機関及び懇談会等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により本市が設置する機関
- (2) 懇談会等 専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、個別の要綱等により開催する会合（本市の職員のみを構成員としたものその他この指針の対象をすることが不適当なものを除く。）

(附属機関の設置に係る留意事項)

第3条 附属機関を新たに設置する場合は、法律により設置が義務付けられているものを除き、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 既存の附属機関及び懇談会等の活用、公聴会、関係団体の意見聴取その他の方法による対応が可能かどうかを十分に検討すること。
- (2) 委員の数は、必要最小限とし、法令に定めがある場合その他特別の理由がある場合は除き、15人以内とすること。
- (3) 設置目的が臨時的な附属機関については、設置期限を明示すること。

(附属機関の委員の選任に係る留意事項)

第4条 附属機関の委員を選任する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 常に新しい人材を確保するため、公募等多様な手法を用いるように努めること。
- (2) 附属機関の第三者機関としての位置付けを踏まえ、法令等に定めがある場合、市民団体等の代表として推薦があった場合、公募委員として選任する場合その他特別の理由がある場合を除き、次に掲げる者を選任しないこと。

ア 市議会議員

イ 職員（非常勤の特別職に属する職員を除く。）

- (3) 原則として同一人を3以上の附属機関の委員に重複して選任しないこと。
- (4) 市民団体等を代表する者の参加を得るため、当該団体等に委員の推薦を依頼

する場合にあっては、他の附属機関と重複しないよう配慮の要請をするものとする。ただし、専門的な知識又は経験等を必要とし、他に適当な人材が得られない場合は、この限りでない。

(5) 委員については、女性や若年層の選任を積極的に図るものとし、特に次に掲げる事項に留意すること。

ア 女性の委員の比率については、各附属機関につき40パーセント以上を目標とする。

イ 75歳未満の選任に積極的に努めるものとする。

(6) 委員を再任する場合は、その通算の在任期間が3期又は10年を超えてはならない。ただし、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当な人材が得られない場合は、この限りでない。

(7) 前各号に定めるもののほか、委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的、所掌事項等に応じ、地域の均衡、国籍等に配慮した委員構成となるように努めなければならない。

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 附属機関の委員の報酬の額は、生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)(以下「報酬条例」という。)に基づき、支給するものとする。

2 委員が会議等に出席する場合において、報酬条例に基づき費用弁償を支給する基準は、別に定める。

(委員の公募)

第6条 附属機関の委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。

2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。ただし、生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱(平成25年4月1日施行)に基づき委員を選任する場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。

(附属機関の運営に係る留意事項)

第7条 附属機関の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 附属機関の審議が形骸化し、行政側からの報告が審議の主になるようなことがないように、効果的な運営を図ること。

(2) 会議の資料を事前に配布するなど、委員が意見を述べるための十分な準備が

できるように配慮するとともに、会議を欠席する委員に対しても必要に応じてあらかじめ意見を求めるなどの方法により、審議の活性化を図ること。

- (3) 会議の開催時期や開催時間の設定を工夫するなど、委員が附属機関の会議に参加しやすい環境の整備について配慮すること。

(懇談会等の名称の制限)

第8条 懇談会等は、審査会、審議会、調査会等附属機関との誤解を招く名称を用いてはならない。

(懇談会等の開催に係る留意事項)

第9条 懇談会等を新たに開催する場合は、第3条の規定に十分配慮するとともに、次に掲げる事項に留意しつつ、開催要綱を定めるものとする。

- (1) 懇談会、懇話会、研究会等の名称を用いてその会議の性格を明らかにすること。
- (2) 「審議する」、「答申する」、「調査する」等附属機関との誤解を招く事項を規定してはならないこと。
- (3) 参加者の定数や定足数などの合議体としての組織であるとの誤解を招く事項を規定してはならないこと。
- (4) 開催要綱等において開催期間を明示すること。
- (5) 懇談会等の参加者から聴取した意見等については、答申、建議、報告書等附属機関の審議結果と受け取られるような意見の集約を行わないこと。

(懇談会等の参加者の参加依頼等に係る留意事項)

第10条 懇談会等については、参加者に対しては参加依頼を行い、委嘱は行わないこととし、第4条、第6条、第7条及び第12条の規定の趣旨に従い参加者に参加依頼し、会議を運営するものとする。

(参加者の謝礼及び旅費)

第11条 参加者の謝礼の額は、別に定める基準に基づき、懇談会等の開催目的、意見を求める事項、参加者の資格要件、他市の状況等を総合的に勘案しながら適切に設定するものとする。

- 2 参加者が会議等に出席する場合において旅費を支給する基準は、別に定める。

(会議の公開等)

第12条 附属機関及び市は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、附属機関及び懇談会等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に定める。
- 3 附属機関は、審議に当たり、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法によ

り、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。

(経常的な見直し)

第 1 3 条 既に設置されている附属機関及び懇談会等で、次の各号のいずれかに該当する場合には、廃止を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢、市民ニーズの変化等により必要性が低下したもの
- (3) 実質的な審議が行われないなど活動が著しく不活発なもの
- (4) 目的及び事務が他の附属機関及び懇談会等と類似し、又は重複しているもの
- (5) 他の行政手段により代替可能なもの
- (6) その他市行政の簡素、効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

2 既に設置されている附属機関及び懇談会等については、前項に掲げる視点に照らし、生駒市行政経営会議において、3年ごとにその必要性を再検討するものとする。

(協議)

第 1 4 条 附属機関及び懇談会等を所管する課の長(以下「所管課長」という。)は、新たに附属機関を設置し、又は懇談会等を開催しようとするときは、あらかじめ人事課長及び総務課長に協議しなければならない。

2 所管課長は、附属機関を廃止しようとするときは、あらかじめ秘書企画課長及び総務課長に協議しなければならない。

3 所管課長は、委員を選任し、又は参加者に対して新たに参加依頼しようとするときは、あらかじめ秘書企画課長及び人事課長に協議しなければならない。

4 所管課長は、委員を解任し、又は参加者の参加を中止しようとするときは、あらかじめ秘書企画課長に協議しなければならない。

(指針の管理)

第 1 5 条 この指針の管理は、総務課において行うものとする。

(その他)

第 1 6 条 この指針により難しい特別の事情がある場合又はこの指針に定めのない事項で疑義がある場合は、事前に総務課に協議するものとする。

附 則

1 この指針は、平成 2 4 年 1 0 月 9 日から施行する。

2 附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針(平成 2 0 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

附 則

この指針は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 2 8 年 6 月 1 5 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 3 0 年 5 月 8 日から施行する。